介護予防・日常生活支援総合事業 サービス提供事業者基準書

新見市福祉部高齢者支援課

◇訪問型サービス						
総合事業訪問介護	• •	• • •	• •	• • •	 • • •	P 1
緩和型訪問介護A	• •	• • •			 • • •	Р2
緩和型訪問介護B	• •	• • •			 • • •	Р3
助け合い訪問介護	• •				 • • •	Р4
◇通所型サービス						
総合事業通所介護	• •	• • •			 • • •	Р5
緩和型通所介護	• •	• • •			 • • •	Р6
短期集中型サービス	事業				 • • •	Ρ7
◇その他サービス						
栄養改善配食サービ	ス・・	• •			 	Р8

1. 訪問型サービス

①総合事業訪問介護(国基準相当サービス)

₹ 1905 E	対 象	(国基準相当サービス) 介護保険事業所
	V-1 SV	「
	人員	※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能
		【訪問介護員等】 常勤換算方法で、2.5以上
		[資格要件] * いずれか
		•介護福祉士 •生活援助従事者研修修了者
		•介護職員初任者研修等修了者
		【サービス提供責任者】
訪 問		常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(一部非常勤可)
型		[資格要件]*いずれか
サ		·介護福祉士 ·実務研修修了者等
 - -	=n. /±	①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画
ビス	設備	②必要な設備・備品
の		①運営規程等の説明及び同意
基準		②提供拒否の禁止
华		③訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理
	運 営	④秘密保持
		⑤事故発生時の対応
		⑥廃止・休止の届出と便宜の提供
		⑦高齢者虐待防止の対応等
	事務	①個別サービス計画の作成
	す	②サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会)
		①入浴、外出、排せつ、服薬介助 等
		② 掃除や整理整頓
		③生活必需品の買い物
	内容	④食事の準備や調理
		⑤衣類の洗濯や補修
提		⑥薬の受け取り
供 サ		⑦ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く)
ĺĺ	提供時間	1回45分~60分程度
ビ		①本人以外の家族のための家事
ス		②模様替え
	対象にならな	③草むしり、花木の手入れ
	ハサービス	④来客の対応
		⑤ペットの世話
		⑥洗車
		⑦大掃除や家屋の修理等
サービス単価		厚生労働省告示第72号 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規
		定する厚生労働大臣が定める基準に掲げる単位数に10円を乗じた額。
		各種加算要件及び単価も上記と同様。
	自己負担	
	日C貝坦	汀護術刊具担制管と同し

②緩和型訪問介護A(指定)

		か護保険事業所・民間企業・NPO等
	人員	【管理者】 専従1人以上
		※管理者は、支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能
		【従事者】1人以上必要数
		[資格要件] * いずれか
		·介護福祉士 ·生活援助従事者研修修了者
		·介護職員初任者研修等修了者
		・1年以上介護保険事業所で介護職員としての経験がある者
訪		【サービス提供責任者】常勤の従事者のうち利用者50人に1人以上必要数
問		[資格要件]
型サ		上記、従事者に同じ
ĺ		*要介護者と一体型で運営する場合、要介護者のサービスに従事する介護職員の人員数は、国基準は共産に対象する必要がある。
Ľ		準相当サービスの基準に該当する必要がある。
ス	設備	①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画
のせ		②必要な設備・備品
基 準		①運営規程(生活援助に限る)等の説明・同意
+		②提供拒否の禁止
	\ = 224	③従事者の清潔の保持健康状態の管理
	運営	④従事者または従事者であった者の秘密保持
		⑤事故発生時の対応
		⑥廃止・休止の届出と便宜の提供
		⑦高齢者虐待防止の対応等
	事 務	①個別サービス計画の作成
		②サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会)
		①掃除や整理整頓
		②生活必需品の買い物
	内 容	③食事の準備や調理
		④衣類の洗濯や補修
		⑤薬の受け取り
提供		⑥ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く)
供サ	提供時間	1回45分程度
	対象にならな	①本人以外の家族のための家事
ビ		②模様替え
ス		③草むしり、花木の手入れ
		④来客の対応
	いサービス	⑤ペットの世話
		⑥洗車
		⑦大掃除や家屋の修理
		⑧入浴、外出、排せつ、服薬介助他
		①専門職が提供する場合 1回 230単位/回*1
サービス単価		②専門職が提供しない場合 1回 172単位/回
		上記①②の単位に10円を乗じた額
		*1介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者
		*2加算は初回加算(2,000円)のみ
	自己負担	介護給付負担割合と同じ
,		**************************************

③緩和型訪問介護B(委託)

	いいことの、改造	している基準の75次に掲げる事項を緩和する。
対象		民間企業・NPO等
訪問型サ	人員	【管理者】専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 【従事者】 1人以上必要数 [資格要件]*いずれか ・認知症サポーター養成講座を受講した者 ・生活支援サービス(生活介護)の提供実績がある者 ・上記以外で生活支援や介護事業において実績があり、市長が別途認める者 【訪問事業責任者】 従事者のうち1人以上必要数
 	設備	①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画 ②必要な設備・備品
スの基準	運営	①提供拒否の禁止 ②従事者の清潔の保持健康状態の管理 ③従事者または従事者であった者の秘密保持 ④事故発生時の対応 ⑤廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑥高齢者虐待防止の対応等
	事務	①サービス費請求事務(請求先:新見市)
+8	内容	①掃除や整理整頓 ②生活必需品の買い物 ③食事の準備や調理衣類の洗濯や補修 ④薬の受け取り ⑤ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く)
提供	提供時間	1回 60分程度
供サー ビス	対象にならな	①本人以外の家族のための家事 ②模様替え ③草むしり、花木の手入れ ④来客の対応 ⑤ペットの世話 ⑥洗車 ⑦大掃除や家屋の修理 ⑧入浴、外出、排せつ、服薬介助他
++.	<u> </u>	の人名、外面、排で フ、服架が助他 1回 1200円(回数単価制)
	ー <u>に ク単畑</u> 自己負担	
	日山貝担	介護給付負担割合と同じ

④助け合い訪問介護(住民主体サービス)

対 象		地縁組織、NPO等
		【管理者】1人以上
		[資格要件]*いずれか
		・認知症サポーター養成講座を受講した者
		・生活支援サービス(生活介護)の提供実績がある者
	人 員	・上記以外で生活支援や介護事業において実績があり、市長が別途認める者
訪		【従事者】
問 型		1人以上必要数
サー		【訪問事業責任者】
l ビ		不要
ス	設備	①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画
の 基	改加	②必要な設備・備品
基 準		①従事者の清潔の保持健康状態の管理
		②従事者または従事者であった者の秘密保持
	運営	③事故発生時の対応
		④廃止・休止の届出と便宜の提供
		⑤高齢者虐待防止の対応 等
	事 務	補助請求事務(請求先:新見市)
	内 容	①掃除や整理整頓
		②生活必需品の買い物
提		③食事の準備や調理
供		④衣類の洗濯や補修
サ 		⑤薬の受け取り
ビス		⑥ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く)
	提供時間	1回45分程度
	対象にならな いサービス	①入浴、外出、排せつ、服薬介助他
		※医療行為及び身体介助
サービス単価・		サービス提供者による設定
自己負担		全額自己負担

2. 通所型サービス

①総合事業通所介護(国基準相当サービス)

対象		介護保険事業所
		【管理者】 常勤·専従1人以上
		 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能
		【生活相談員】専従1人以上
		【看護職員】専従1人以上
		【介護職員】
	人員	・15人まで専従1人以上
		・15人を超える場合は利用者1人につき専従0.2人以上
		(生活相談員・介護職員の1以上は常勤)
,Z		[資格要件]なし
通 所		【機能訓練指導員】1人以上
型 サ ー		①食堂·機能訓練室(3㎡×利用定員以上)
	=n. /±±	②静養室・相談室・事務室
ビ ス	設備	③消火設備その他の非常災害に必要な設備
の		④必要なその他の設備・備品
基準		①運営規程等の説明及び同意
华		②提供拒否の禁止
		③衛生管理・従事者の清潔の保持等
	運営	④健康状態の管理
	连 呂	⑤秘密保持
		⑥事故発生時の対応
		⑦廃止・休止の届出と便宜の提供
		⑧高齢者虐待防止の対応等
	事務	①個別サービス計画の作成
	子 77	②サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会)
†⊟ <i>/</i> ++	内 容	通所介護と同様のサービス
┃ 提 供 ┃サービス	1,1 Et	(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による)
	提供時間	1回3時間以上
サービス単価		厚生労働省告示第72号 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に 規定する厚生労働大臣が定める基準 に掲げる単位数に10円を乗じた額。 各種加算要件及び単価も上記と同様。
自己負担		介護給付負担割合と同じ※事業対象者の利用回数は、移行前の要支援認定による。

②緩和型通所介護(指定)

対	象	介護保険事業所·民間企業·NPO等
		【管理者】
		専従1人以上
		※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能
		[資格要件]*いずれか
		•介護福祉士
	人員	•介護職員初任者研修等修了者
		・介護福祉士と同等以上の保健医療介護の有資格者
		【従事者】
通 所		・15人まで専従1人以上
所 型		・15人を超える場合は利用者1人につき専従0.1人以上
# 		①サービスを提供するために必要な場所(3m2×利用定員以上)
	設 備	②消火設備その他の非常災害に必要な設備
ビスの基準		③必要なその他の設備・備品
の 基		①運営規程(提供時間、送迎の有無)等の説明・同意
準	運 営	②提供拒否の禁止
		③衛生管理・従事者の清潔の保持等
		④健康状態の管理
		⑤秘密保持
		⑥事故発生時の対応
		⑦廃止・休止の届出と便宜の提供
		⑧高齢者虐待防止の対応 等
	事務	①個別サービス計画の作成
		②サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会)
提供	内容	通所介護と同様のサービス
た サービス	г, д	* 入浴は除く。事業所の判断により実費程度徴収で提供することも可能。
	提供時間	1回3時間以上、週1回程度
サービス単価		①4時間未満 315単位/回
		②4時間以上 360単位/回
		①②の単位に10円を乗じた額
		運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上による加算は、厚生労働省告示第72号 介
		護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定め
		る基準別表に掲げる単位数に10円を乗じた額。
自己負担		介護給付負担割合と同じ。 入浴料は実費。

③短期集中型サービス事業

対 象		民間事業所等
		【管理者】
		1人以上
		【従事者】
		1人以上必要数
	人 員	[資格要件] * いずれか
		•理学療法士
		•作業療法士
通		・保健師または看護師
通 所型サー		•管理栄養士
型サ	設 備	①サービスを提供するために必要な場所(面積要件なし)
		②消火設備その他の非常災害に必要な設備
ビ ス		③必要なその他の設備・備品
の		①運営規定等の説明・同意
基 準	運営	②提供拒否の禁止
		③衛生管理・従事者の清潔の保持等
		④健康状態の管理
		⑤秘密保持
		⑥事故発生時の対応
		⑦廃止・休止の届出と便宜の提供
		⑧高齢者虐待防止の対応等
	事務	①個別サービス計画の作成
	7- 123	②サービス費請求事務(委託契約等)
提供	内 容	生活機能を改善するための運動器の機能向上等
サービス	提供時間	原則1週間に1回1時間以上の3カ月間短期プログラム
サービス単価		<mark>7,600</mark> 円/月 ※3か月間
自己負担		介護給付負担割合と同じ

3. その他サービス

①栄養改善配食サービス

対象		地縁組織、NPO、民間事業者等
		【管理者】 1人以上
		[資格要件]*いずれか
		·栄養士
		・調理師
		・認知症サポーター養成講座を受講した者
	人員	・生活支援サービス(生活介護)の提供実績がある者
	八只	・上記以外で生活支援や介護事業において実績があり、市長が別途 認める者
訪		【従事者】
問		1人以上必要数
問型サ		【訪問事業責任者】
ー ビ		不要
ス	設備	①サービスを提供するために必要な場所(面積要件なし)
の 其		②必要なその他の設備・備品
基 準		①運営規定等の説明・同意
	運営	②提供拒否の禁止
		③衛生管理
		④従事者の清潔の保持・健康状態の管理
		⑤秘密保持
		⑥事故発生時の対応
		⑦廃止・休止の届出と便宜の提供
		⑧高齢者虐待防止の対応等
	事務	補助請求事務(請求先:新見市)
提供	内容	栄養改善のための配食及び安否確認
サービス	提供内容	1週間に2回以上の配食と安否確認
サービス単価		運営費の補助(施設使用料・光熱費・事務費等)
自己負担		食材や材料費等の実費